

令和 7 年 7 月 1 4 日

1 目的

本町は、熊本県の最東端にあり、主産業は、観光業と農林業で南阿蘇地域の中心的な機能を有する。人口減少・高齢化の進展により高齢化率が 50%を超える等、今後、町としての機能維持が困難になることが想定されている。一方で、令和 5 年には南阿蘇鉄道の全線開通や熊本地震復興事業等の実施により、南阿蘇鉄道の高森駅が観光の玄関口観光拠点として整備され、今後本格的に高森町に多くの観光客が訪れることが見込まれている。

しかし、阿蘇外輪山南東部に位置する野尻・草部地区は大分県・宮崎県と接し、山間地域であることから人口減少、高齢化、人口流出が加速度的に起きている。この地区は、熊本地震、新型コロナウイルスの影響により観光客が激減し、地域経済へのダメージも大きく、地域コミュニティの拠点における活動の停滞も指摘されている。

この課題を解決するために、高森町野尻・草部地区の歴史・文化を伝える文化的な景観や有形文化財についてデジタルツールを用い、地域住民の誇りや愛着をより深め、地域コミュニティの維持を図るとともに訪日外国人旅行者が阿蘇・高森の魅力を知り、野尻草部地区に訪れることにより、交流人口・関係人口の拡大を目指していく。

野尻・草部地区の歴史・文化を伝えてる中心的な文化拠点施設である草部郷土資料館には、民具、農具などの貴重な民俗資料を保管しているが、展示ケース等が老朽化している。また、草部郷土資料館の隣には日本三大下り宮の一つである草部吉見神社が鎮座しており、近年、パワースポットとして認知度が向上している。これらの歴史・文化的資源を活用し、草部郷土資料館の来館者増や高森町への周遊をうながすなど更なる魅力向上へ繋がるよう展示室の改修工事を行うものである。

発注にあたっては、広く企業の技術提案を求め、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力を反映したものとするため、草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業に係る設計業務を公募型プロポーザル方式で行うものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 委託番号

教委第 28 号

(2) 業務名

草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業設計業務委託

(3) 実施主体

高森町

(4) 方法

公募型プロポーザル方式

(5) 業務委託概要

別紙「草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、業務の提案を行うこと。

(6) 業務期間

契約日から令和7年10月30日

(7)設計業務委託の予算額

1, 328, 000円（税抜き）を上限とする。

(8)事業規模

工事請負費については、15, 140, 000円（税抜き）以内を想定する。

3 応募資格

プロポーザルに参加する者は委託業務の実施に必要な能力を有する者で次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)次のいずれかの実績を有する者

ア 過去10年以内（平成27年度以降）に100㎡以上の国、地方公共団体等が発注する教育・文化施設等に関する展示設計及び展示製作業務を受託した実績を有する者。

イ 過去10年以内（平成27年度以降）に、国・地方公共団体若しくは民間団体が主催する、歴史、民俗をテーマにした催事や展示業務の受注実績を有する者。

(2)高森町財務規則に定める競争入札資格を有し、適正な実施体制を有する者及び高森町の指示に柔軟に対応できる者。または、同名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類を合わせて提出することができる者であること

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の場合にあっては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書、又は収支計算書、貸借対照表（法人以外の場合にあっては、これらに相当する書類）

(3)別紙仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者。

(4)国税、地方税を完納している者。

(5)次の事項に該当しない者。

ア 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 高森町から指定停止措置（入札）参加停止措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき校正手続き開始の申し立て人、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者。

エ 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にあること

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると高森町が判断した場合は失格とする。ただし高森町がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

(1)本要項を順守しない場合

(2)提出書類に虚偽があった場合

(3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4)応募資格を欠いていることが判明している場合

(5)その他応募者の失格事項に相当するものと高森町が判断した場合

5 プロポーザルの全体日程

項目	日程（予定）
募集要項の配布、募集開始	令和7年7月14日～令和7年7月29日
質問の受付	令和7年7月22日
質問の回答	令和7年7月29日
企画提案書の提出期限	令和7年8月1日
プレゼンテーション審査	令和7年8月5日
審査結果通知	令和7年8月8日まで
契約	令和7年8月15日

施設図面等のデータについては企画提案予定業者に別途提供する。提案予定の事業者においては、令和7年7月14日以降、高森町教育委員会事務局社会教育係にメールで連絡すること

なお、提供を受けたデータは厳重に管理することまた、本プロポーザル業務遺体の目的で使用する
こと及び第三者に提供することを固く禁ずる。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

添付書類

（ア） 登記簿謄本

（イ） 納税証明書（国税、県税、市町村税）（未納がないことの証明）

（ウ） 印鑑証明書

（エ） 財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

イ 企画提案書（以下の内容を含めること）：任意様式

（ア） 草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業に係る基本方針

（イ） 提案のセールスポイント

（ウ） 本業務の実施方法手法、工程等

（エ） 本業務に係る貴社の実施体制、支援体制

ウ 業務実績調書（任意様式）

エ 製作担当者経歴書（任意様式）

オ その他

(2) 提出部数

原本1部、副本5部とする

(3) 作成時の留意事項

ア 各書類の用紙規格は、A4とする。ただし、図表等においてA3版を使用することは可とする。

イ 原本及び副本は、ホッチキス留めとすること

ウ 提案について1社につき1提案とし、提出後の修正や差し替え等は認めない。

(4) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時必着

(5) 提出方法

高森町教育委員会社会教育係へ持参又は郵送とする。

ア 持参 開庁日（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送 簡易書留郵便にて提出期限まで必着

7 現地案内

7月14日から7月19日の午前9時から午後4時まで当該資料館を解放しているので、自由に見学することができる。（入場料無料）

草部郷土資料館の所在地 <https://maps.app.goo.gl/ghfyDjkSNxiroRTR7>

8 質疑及び回答

本プロポーザルの実施に関して質疑がある場合には、質疑書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

教育委員会事務局 社会教育係へ電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質疑書受付から5日以内に電子メールにて回答する。

(4) 審査基準に関する質問には一切返答出来ない。

9 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、提出書類提出業者全員について実施し、提出書類期限後に提出書類の提出順で行う。

(1) 日時及び場所

令和7年8月5日（火）14:00 高森町役場 第1・2委員会室

(2) プレゼンテーション実施方法等

ア プレゼンテーションについては、参加業者からの内容等説明を20分以内、審査会からの質疑を15分程度とする。

イ プレゼンテーションについては、企画提案書等の内容に沿ったものとする。スクリーン及びケーブルは当方で用意する。

ウ プレゼンテーションに必要なPC等は参加者が持参するものとする。

エ 出席者については、3名以内とする。

オ 企画提案書等の説明については、制作に関する主担当者が行うものとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案書と同等の評価を行う。

10 審査の方法

審査は次のとおりとする。

(1) 審査

審査は非公開で行うものとし、草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業設計業務委託候補者選定委員会を設置し、「選考審査表」に基づき、審査する。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(3) 契約候補者の選定

ア 契約候補者選定にあたり、企画提案書、類似業務実績、プレゼンテーション等を総合的に草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業設計業務委託候補者選定委員会で審査し、最高得点者を契約候補者として選定する。

イ 最高得点者が辞退、その他の理由で締結できない場合は、次点のものを契約候補者として選定する

ウ 提案者が1社であっても審査を行い、契約候補者の選定を行うが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 選定結果

全提案者に対し郵送により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 選定委員会は、次の選定基準により総合的な視点から審査を行う。

1	整備事業の理解度	本業務の趣旨・意図を理解しているか
2	魅力度	本町の魅力を引き出す展示内容、展示方法となっているか また、集客や周遊につながっているか
3	機能性・効率性	展示の更新の容易さや展示のランニングコストを意識したものとなっているか
4	提案の独自性	高森町ならではの独自性のある提案がなされているか
5	見積書の金額	効率的な予算執行を推進する観点から見積金額が設定されているか
6	業務遂行能力	業務を遂行する能力は十分か
7	スケジュールの妥当性	効果的・効率的に業務を推進し、期限内に業務完了を見込めるか

(6) 契約

ア 契約候補者と契約について高森町財務規則の規定に基づき、契約するものとする。

イ 契約にあたり、改めて見積書の提出を依頼するので、契約候補者は、提案書に記載している見積金額をもとに提出すること。

11 無効となる提案

次に該当する場合は無効とする。

(1) 本プロポーザルの参加資格を有さない者が提案した場合

(2) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 著しく審議に反する行為を起こした場合

(5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

12 その他

- (1) 審査は、非公開とする。
- (2) 本プロポーザルの実施に係る費用は提案者の負担とする。また、プロポーザルの提案にあたり、提案者の生じた損害等については、町は一切責任を負わないものとする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 当事業は、内閣府の令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業に採択されたものである。

13 連絡先

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168

高森町教育委員会事務局 社会教育係（担当：井鍋）

電話番号：0967-62-0227 FAX 番号：0967-62-2685

メールアドレス：takayukil_inabe@town.kumamoto-takamori.lg.jp

草部郷土資料館デジタル展示・体験館整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザル
選定委員会

(要項 10 (2) 関係)

選定委員会	役 職
委員長	教育委員会事務局長
委員	草部活性化委員会委員長
委員	高森町文化財保護委員会委員長
委員	総務課長
委員	政策推進課長